

青梅市自動体外式除細動器（A E D）収納ボックス広告掲載取扱基準

1 目的

この基準は、青梅市（以下「市」という。）が自主財源を確保するため、市が設置する自動体外式除細動器（A E D）のスタンド型収納ボックス（以下「収納ボックス」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、青梅市有料広告掲載取扱要綱（平成18年10月1日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 管理者

広告の管理者（以下「管理者」という。）は、健康課長とし、次の事務を取り扱うものとする。

- (1) 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集に関すること。
- (2) 広告の掲載料に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の管理に関すること。

3 広告の規格等

- (1) 広告は、収納ボックスの下段部分の管理者が指定する位置に掲載する。
- (2) 広告掲載サイズは、縦35センチメートル、横38センチメートル以内とする。
- (3) その他、掲載方法については、青梅市長（以下「市長」という。）の指示に従うものとする。

4 広告掲載期間

6か月単位とし、広告掲載希望者が希望する期間とする。ただし、1か月は月の初日から末日までとする。

5 広告作成費および広告掲載料

- (1) 広告作成費については、広告掲載希望者が負担するものとする。掲載した広告が、破損等により掲載不可能となったときの広告の再作成費についても同様とする。
- (2) 広告掲載料については、別表に定める。
- (3) 広告掲載料は、市長が指定する期日までに納付するものとする。

6 広告掲載希望者の募集

広告掲載希望者については、市ホームページ等で公募する。

7 広告掲載の申込み

広告掲載希望者は、広告掲載内容を添えて、青梅市自動体外式除細動器（AED）収納ボックス広告掲載申込書（様式第1号）により申し込まなければならない。

8 広告掲載の決定

(1) 市長は、前項の規定にもとづき申込みがあった場合は、要綱第7項および第8項の規定により、これを審査し、広告掲載の可否を決定し、青梅市自動体外式除細動器（AED）収納ボックス広告掲載決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知するものとする。

(2) 前号の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する日までに広告の原稿を提出しなければならない。

9 広告内容等の修正

市長は、広告の内容が関係法令もしくはこの基準に違反しているとき、もしくはおそれがあるとき、または広告の内容に誤りがあると判断したときは、広告主に広告の内容等の修正を求めることができる。

10 広告主の届出義務等

広告主は広告を変更しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。広告の掲載を中止しようとするときも同様とする。

11 掲載の決定の取消しおよび中止

(1) 市長は、要綱第10項に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定の取消しまたは中止をすることができる。この場合において、既納の掲載料は還付しない。

ア 広告主から前項の規定による広告の掲載を中止する旨の届出があったとき。

イ 広告の決定の取消しまたは中止をする必要があると市長が認めたとき。

(2) 前号の規定により広告の掲載の決定の取消しまたは中止をしたときは、市長は広告主に通知するものとする。

12 委任

この基準に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

13 実施期日

この基準は、平成24年12月1日から実施する。